



お知らせ No.34

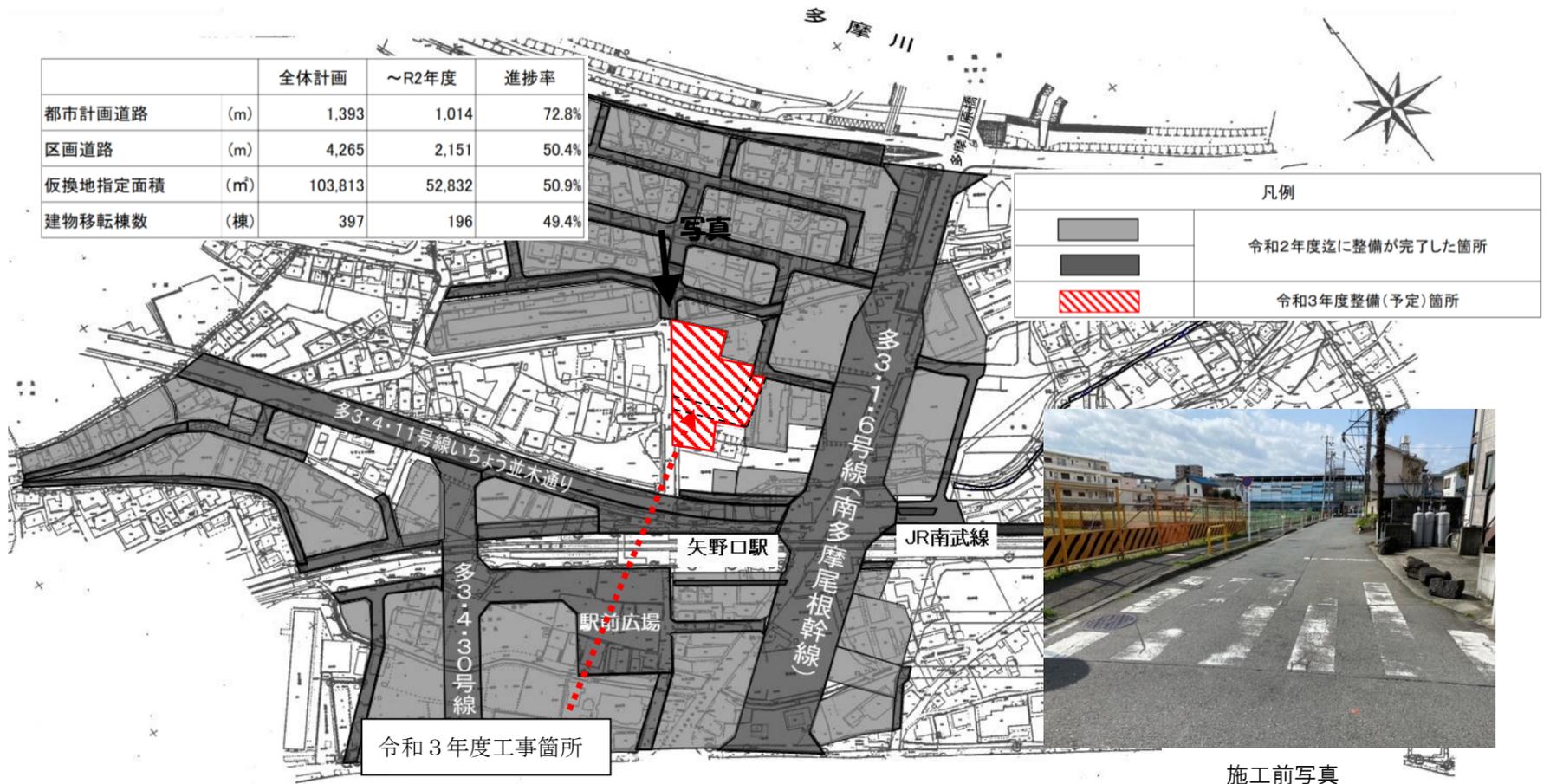


日頃より矢野口駅周辺土地区画整理事業にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。  
 今回のお知らせでは、①令和3年度整備予定箇所について、②審議会の開催報告、③区画整理課からのお願い  
 ④旧スーパー堤防C工区について、⑤第五次稲城市長期総合計画についてのご説明(報告)をお知らせいた  
 します。

## ① 令和3年度整備予定箇所について

矢野口駅周辺地区では、令和3年度、駅北側の道路の一部と整地工事を施工する予定です。

### 矢野口駅周辺土地区画整理事業計画図



## ② 審議会の開催報告

事業のお知らせNo.33(令和2年1月30日発行)以降に行われた、矢野口駅周辺土地区画整理審議会の審議内容等をご報告いたします。

開催日	内容
第63回審議会 令和2年3月30日	(1)令和2年度 事業計画について (2)仮換地設計の変更について (3)仮換地の指定について(諮問)
第64回審議会 令和3年3月30日	(1)令和3年度 事業計画について (2)仮換地の指定について(諮問) (3)その他 ・多摩都市計画事業稲城矢野口駅周辺土地区画整理事業施行規定を定める条例の改正について
第65回審議会 令和3年7月30日	(1)第五次稲城市長期総合計画について (2)多摩都市計画事業稲城矢野口駅周辺土地区画整理審議会議事運営規則の改正について



## ③ 区画整理課からのお願い

「ご自宅の補修や改修をして良いのか?」、「従前地建築(ご移転前の土地での建替え)を行って良いのか?」というお問合せを多数いただいております。ご自宅の補修等はご自身のご負担で行っていただいても構いません。従前地建築につきましては、ご移転の時期や構造上で制限をさせていただくことがございますので、建替えをお考えの方はお早目に区画整理課にご相談をいただきますようお願いいたします。ご協力をお願いいたします。

## ④ 旧スーパー堤防C工区について

昨年度、旧スーパー堤防C工区の権利者の皆様を中心に「まちづくり懇談会」を開催いたしました。

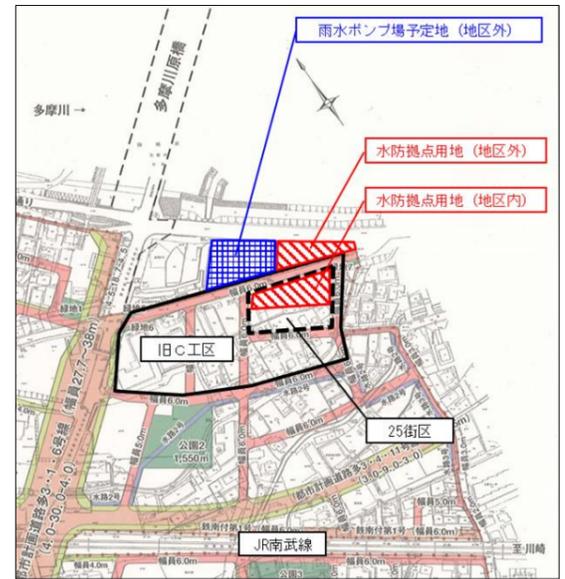
懇談会では、旧スーパー堤防C工区における換地変更案の提示と説明をさせていただきました。

今回提示した換地変更案により、現在の換地設計から換地が変更になる方を対象にご訪問し、具体的な面積や奥行き、間口の形状など詳細説明を実施し、合意形成が図れるよう進めてまいります。



※プライバシー保護の観点から、画像を一部加工しています。

(当日の様子)



<水防拠点用地の位置>

## ⑤ 第五次稲城市長期総合計画についてのご説明(報告)

稲城市では様々な情勢を鑑みつつまちづくりに必要な視点を考察し、地域社会の持続的な発展とより豊かな市民生活を実現するため、市が長期的かつ総合的なまちづくりを推進するための指針となる総合計画を10年ごとに策定しています。

第四次稲城市長期総合計画(計画期間:平成23年度~令和2年度)に引き続き、これからのまちづくりの指針となる第五次稲城市長期総合計画(計画期間:令和3年度~令和12年度)を策定いたしました。稲城矢野口駅周辺土地区画整理事業地内においても財政状況を考慮し、今後10年で整備させていただきたい区域について、ご説明(オープンハウス実施)のご案内(8月に配布)のとおり「第五次稲城市長期総合計画期間内施行計画図」を策定いたしました。

つきましては「第五次稲城市長期総合計画期間内施行計画図」についての、個別対話方式(オープンハウス)によるご説明を実施いたしましたので、結果をご報告させていただきます。

※個別対話方式(オープンハウス)による説明は終わりましたが、ご質問等がございましたら下記までご連絡いただければご対応させていただきますので、よろしくお願いいたします。

### 1. 開催状況

- ①日 時: 令和3年8月24日(火) 15:00~20:00  
会 場: 塚戸集会所
- ②日 時: 令和3年8月26日(金) 15:00~20:00  
会 場: 塚戸集会所
- ③日 時: 令和3年8月29日(日) 09:00~12:00・13:00~17:00  
会 場: 市役所4階議会会議室



※プライバシー保護の観点から、画像を一部加工しています。

(当日の様子)

### 2. ご説明内容

- ・矢野口駅周辺地区の進捗状況のご説明と第五次稲城市長期総合計画期間内(令和3年度から令和12年度)の施行計画についてご説明をいたしました。
- ・これまでの事業展開を継続して旧スーパー堤防C工区周辺の整備を進めると共に、駅北側の9m道路の整備を進めていくこととしております。
- ・10ケ年の整備計画の範囲外となっている区域がございますが、少しでも早く区画整理事業が進捗するよう努力してまいります。

### 3. ご質問・ご回答の例

Q 移転の際はいつ頃から話に来るのか?

⇒A 1、2年前頃から協議を開始させていただきます。建物調査をさせていただき、移転補償金の算定を行います。

Q 第五次稲城市長期総合計画期間内施行計画図で色が塗られていない部分は、この10年間では整備されないのか?

⇒A 基本的には施行計画図でピンク色に塗られている場所を優先して整備を進めてまいります。今後のお話合いや財政状況等によりこの予定によらないご協力をお願いする可能性がございます。

Q 建物の補修等は行って良いのか?建替えはして良いのか?

⇒A 補修は行っていただいて問題ありません。従前地(ご移転前)での建替えをお考えの際は、事前に区画整理課にご相談をお願いいたします。

## ※消防署からのお願い

区画整理地区内で119番通報をされる場合には、住所とともに、区画整理地区内である旨をお伝えください。

※事業に関するご意見、ご相談がございましたら、区画整理課までお気軽にご連絡ください。  
連絡先: 042-378-2111 (内線 344・345)  
かめさわ たかごう  
担 当: 亀澤・鷹合